官　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第26号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年９月１日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～六　（略）	一～六　（略）
七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項	七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項
⑴～⑮　（略）	⑴～⑮　（略）
⑯　第20条第２項第３号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び月について定めること。	（新設）
⑰　第20条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている支給額について定めること。	（新設）
⑱　第21条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。	（新設）
⑲　第21条第２項第１号イ⑴の規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。	⑯　第21条第２項第１号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。
⑳　（略）	⑰　（略）
㉑　第21条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている月及び事項について定めること。	⑱　第21条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
㉒～㉔　（略）	⑲～㉑　（略）
八～二十四　（略）	八～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年10月１日から効力を発生する。

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年９月１日

東北地方整備局長　小島　　優

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道108号古川東バイパス	宮城県大崎市古川大幡字新田120番２から宮城県大崎市古川稲葉字角田８番まで
東北中央自動車道	秋田県湯沢市下院内字大槻沢117番１から秋田県湯沢市桑崎字上谷地261番１まで
日本海沿岸東北自動車道（琴丘能代道路）	秋田県能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢50番２から秋田県能代市二ツ井町切石字厩ケ台251番まで
日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）	秋田県能代市二ツ井町小繋字中島108番３から秋田県北秋田市今泉字根立場２番214まで

２　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字八幡原199番５から山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄3000番５まで

３　指定及び解除する期日　令和８年９月１日